

## 令和5年度（2023年度） 第2回国民健康保険運営協議会（議事要旨）

1 日 時 令和6年（2024年）2月7日（水） 午後2時～午後3時30分

2 場 所 柏崎市役所 1階 多目的室

3 出席者 〈委員〉…13名

箕輪会長、高橋委員、金子委員、矢島委員、早津委員、若山委員、  
中澤委員、石川委員、永井委員、風間委員、品田委員、白井委員、  
田口委員

〈事務局職員〉…12名

山崎福祉保健部長

国保医療課：徳間課長、椿課長代理、布施係長、小山係長、  
酒井主任、天野主事、吉原主事

健康推進課：坪谷課長、池嶋課長代理、竹内係長、高橋主任

欠席者 杉本委員、村山委員、松浦委員、片岡委員

### 4 会議資料

- ・会議次第
- ・資料1：議案
- ・資料2：報告

### 5 議 事

- (1) 議案第1号 令和5（2023）年度国民健康保険事業特別会計（事業勘定）  
補正予算第5号（案）について
- (2) 議案第2号 令和5（2023）年度国民健康保険事業特別会計（直営診療  
施設勘定）補正予算第5号（案）について
- (3) 議案第3号 国民健康保険料（税）における水準統一の方向性及び税率の据置  
（案）について
- (4) 議案第4号 令和6（2024）年度国民健康保険事業運営方針（案）について
- (5) 議案第5号 令和6（2024）年度国民健康保険事業特別会計（事業勘定）  
当初予算（案）について
- (6) 議案第6号 令和6（2024）年度国民健康保険事業特別会計（直営診療施設  
勘定）当初予算（案）について
- (7) 議案第7号 柏崎市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）  
第4期特定健康診査等実施計画（案）の策定について

## 6 報告事項

- (1) 報告第1号 柏崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 報告第2号 令和5（2023）年度国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算第4号について
- (3) 報告第3号 令和5（2023）年度国民健康保険事業特別会計（直営診療施設勘定）補正予算第4号について
- (4) 報告第4号 令和6（2024）年度の国民健康保険制度改正について
- (5) 報告第5号 特定健康診査・特定保健指導の実施状況について

## 7 会議内容

事務局である国保医療課長が次第に沿って会を進行する。

### (1) 開 会

国保医療課長が挨拶を行う。

### (2) 会長あいさつ

箕輪会長が挨拶を行う。

### (3) 協議会成立宣言

国保医療課長が協議会成立の宣言を行う。

### (4) 署名委員の選出

箕輪会長が次第に沿って会を進行する。

### (5) 議 事

#### ア 議案第1号 令和5（2023）年度国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算第5号（案）について

事務局が議案書に基づき説明を行った。

#### 〈質疑〉

(A 委員)：高額療養費と葬祭費が増額されていますが、理由としてどういうことが挙げられますか。

(事務局)：高額療養費につきましては、医療の高度化に伴う医療費の高騰が要因と考えられます。続いて、葬祭費につきましては、国民健康保険被保険者の死亡数の増加が挙げられます。不足が見込まれる15人分の75万円を計上させていただきました。

#### イ 議案第2号 令和5（2023）年度国民健康保険事業特別会計（直営診療施設勘定）補正予算第5号（案）について

事務局が議案書に基づき説明を行った。

#### 〈質疑なし〉

## ウ 議案第3号 国民健康保険料（税）における水準統一の方向性及び税率の据置（案）について

事務局が議案書に基づき説明を行った。

### 〈質疑〉

(B 委員)：令和6年度は据え置きとして、来年度以降は増額の可能性があるということでしょうか。

(事務局)：詳細につきましては、後ほど説明いたします。今後の国の動向により、変わる可能性があります。当分は現行の税率を維持できると思われ。ただ、少子化対策の財源確保のため、医療保険税に上乗せして徴収する支援金が新設されるため、国は負担が増えないと説明しておりますが、徴収区分が追加され負担の増加が見込まれます。しかし、基金等を活用し、極力、税率を上げない方向で検討していきたいと思っております。

(C 委員)：医療費水準の格差が大きいため全市町村の合意が得られなかったとのことですが、今後の見通しはどうでしょうか。また、先ほどの質問に関連しますが、いわゆる基金として内部留保が14億円ありあるため、税率の引き下げを検討すべきだという意見を聞いたことがあります。どのように考えておりますでしょうか。

(事務局)：今後の見通しにつきましては、県としては出来るだけ早い段階で具体案や方向性を変えることなく納付金ベースの統一を図りたいと考えております。続いて、税率につきましては、引き下げを検討しましたが、国民健康保険では団塊世代の加入者が高齢者医療保険に移行していることに加え、被用者保険の適用拡大により被保険者数が減少しています。そのため今後を見据え、据え置きとさせていただきます。

## エ 議案第4号 令和6（2024）年度国民健康保険事業運営方針（案）について

事務局が議案書に基づき説明を行った。

### 〈質疑〉

(D 委員)：収納率が向上していることは非常に良いことだと思います。特に滞納繰越は収納率が上がりづらいなか頑張られたと思いますが、差押え等をかなりされたのでしょうか。

(事務局)：国民健康保険税と他の税との兼ね合いもありますが、税務課では長期滞納者の差押えを強化しました。少額分納を継続してきた長期高額滞納者の財産調査を実施し、差押え可能な財産の確認をし

た後に差押予告をし、自主納付も促すとともに差押えを行いました。なお、財産がない場合は、執行停止をし、財産が見受けられた際に解除し、自主納付または差押えを行っております。また、差押え以外でも納税意識の希薄な方に対し、丁寧に説明し、本人から納税計画を策定してもらう等の対応を行った結果が表れていると思います。

**オ 議案第5号 令和6（2024）年度国民健康保険事業特別会計（事業勘定）  
当初予算（案）について**

事務局が議案書に基づき説明を行った。

**〈質疑〉**

（E 委員）：被保険者数の減少について、先ほどの説明にもありましたが、団塊世代の国保加入者が高齢者医療制度に移行することによる影響と、被用者保険の適用拡大により、今年の10月から社会保険の適用範囲が101人以上から51人以上の事業所に変更となった場合の影響を教えてください。

（事務局）：柏崎市国民健康保険の被保険者数は、令和5（2023）年12月末現在で1万5,198人であり、新潟県は、令和6（2024）年度1万4,466人になると推計しております。また、来年度中には、後期高齢者医療制度の被保険者が国民健康保険の被保険者を上回る見込みです。

次に、適用拡大につきましては、お話のとおり今年の10月から対象となる事業所の規模が、101人以上から51人以上に変更となります。前回、対象となる事業所の規模が、501人以上から101人以上に変更となった際には、例年の10月と比較し、社会保険の加入による国民健康保険の喪失者が30人ほど多かった実態があります。しかしながら、今回の101人以上から51人以上の変更につきましては、推計ができないため見込みは立っておりません。

（E 委員）：社会保険の適用については、強制でしょうか。

（事務局）：法に基づくため、強制です。

**カ 議案第6号 令和6（2024）年度国民健康保険事業特別会計（直営診療  
施設勘定）当初予算（案）について**

事務局が議案書に基づき説明を行った。

**〈質疑〉**

（F 委員）：北条診療所の医師が新たに開業された後もオンライン診療等が続けられた際にこれまで北条診療所に通われていた人は、今後、新しい

医院とオンライン診療のどちらを選ばれるのでしょうか。

(事務局)：新しい医院に通われる人が一定数いると見込んでおりますので、北条診療所への来院者数は減少すると考えられます。しかし、オンライン診療等を活用し、地域の集会場等と医師を繋ぎ、診療所に来院せずに診療可能な体制づくりを進めております。

(G 委員)：医師が非常勤職員の嘱託医になった後の北条診療所の医療事務職員の立場はどうなりますか。

(事務局)：医療事務職員につきましては、既存の立場から変更ありません。北条診療所の診療時間以外は、他診療所の応援等の業務を予定しております。

(G 委員)：高柳歯科診療所の人件費が0円となっているのはなぜですか。

(事務局)：高柳歯科診療所の人件費につきましては、勤務する職員が全て非常勤職員のため、賃金に相当する金額を運営費として計上してあります。そのため、人件費が0円となっております。

キ 議案第7号 柏崎市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）第4期特定健康診査等実施計画（案）の策定について  
事務局が議案書に基づき説明を行った。

〈質疑なし〉

(6) 報告

ア 報告第1号 柏崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

事務局が報告書に基づき説明を行った。

〈質疑なし〉

イ 報告第2号 令和5（2023）年度国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算第4号について

事務局が報告書に基づき説明を行った。

〈質疑なし〉

ウ 報告第3号 令和5（2023）年度国民健康保険事業特別会計（直営診療施設勘定）補正予算第4号について

事務局が報告書に基づき説明を行った。

〈質疑なし〉

エ 報告第4号 令和6（2024）年度の国民健康保険制度改正について  
事務局が報告書に基づき説明を行った。

〈質疑〉

(H 委員)：柏崎市のマイナンバーカードの最新の保有率はどのようにでしょうか。

(事務局) : 柏崎市国民健康保険の被保険者は、令和5(2023)年12月31日現在で1万5,198人おり、令和6(2024)年1月16日現在でマイナ保険証のデータの紐づけをされた方は、9,822人いるため、紐づけ率は、約65%です。

また、柏崎市後期高齢者医療制度の被保険者は、令和6(2024)年1月1日現在で1万5,034人おり、マイナ保険証のデータの紐づけをされた方は、8,211人いるため、紐づけ率は、約55%です。

(事務局) : 先ほど回答に補足します。令和5年12月末現在のマイナンバーの保有率は、約76%です。

(I 委員) : 報告第4号への対応と周知方法を教えてください。

(事務局) : 「1 国民健康保険税賦課限度額の引き上げについて」と「2 国民健康保険税の軽減判定所得基準額の引き上げについて」につきましては、昨年も同様に改正をさせていただきました。施行令の改正が3月31日になると思われますので、3月末に市長専決処分改正したいと考えております。

また、「3 健康保険証の廃止」に伴うマイナ保険証につきましては、現在、国等から通知がきており、精査しているところです。間違いや混乱を招かないように対応していきたいと考えております。

#### オ 報告第5号 特定健康診査・特定保健指導の実施状況について

事務局が報告書に基づき説明を行った。

〈質疑なし〉

#### 8 その他

なし

#### 9 閉会